

平成31年3月27日  
校長

## 函館大谷高等学校部活動（運動部・文化部）に係る活動方針

### 1 部活動の基本的な考え方

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとってゆたかな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力をたかめながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

### 2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり1日（年間52日）以上、週末又は祝日につき1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、年間73日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることに努める。
- 定期考查前の3日間を、原則として休養日とし、学業の両立を図る。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

### 3 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は3時間程度、休業日は4時間程度とし、1週間16時間程度となるように努める。部活動は、できる限り短時間に、合理的で且つ効率的・効果的になるように心がける。また、怪我や事故、熱中症等の未然防止に努め、生徒の心身の健康管理に十分配慮する。
- 原則として、朝の部活動は行わない。

### 4 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、高体連・高文連・高野連の大会参加を踏まえ、他団体主催大会の参加等について精査する。

### 5 部活動の活動計画及び活動実績

- 部活動顧問は、「部活動休養日設定確認表（部活動計画表）」を月ごとや一定期間ごとに作成し、前月の25日迄に校長へ提出する。
- 部活動顧問は、「月別活動実績表」を作成し、翌月の10日迄校長に提出する。

#### {附則}

- ・本活動方針は、平成31年度4月1日から施行する。
- ・本活動方針は、原則として北海道運営方針に準じた取扱いをする。